

## 令和5年度住宅改修等点検の結果について

令和5年12月27日  
北上市福祉部長寿介護課

第8期北上市介護保険事業計画に基づく介護給付適正化事業として、令和5年度住宅改修等点検を実施しましたので、点検結果を公表します。

### 記

#### 1 点検目的

提供される介護サービスの内容が利用者にとって過不足なく適切に提供されているかを点検し、その結果を公表することにより、介護給付の適正化を推進するもの。

#### 2 点検対象

住宅改修	4件
福祉用具貸与	6件
合計	10件

#### 3 点検対象の選定方法

##### (1) 住宅改修

支給決定済み案件(令和3年10月～令和5年3月分)のうち、改修箇所が複数であり、日常生活動線の訪問確認が必要と判断したもの。

##### (2) 福祉用具貸与

介護給付分析システム(トリトンモニター)により要確認案件(重度寝たきり状態に不必要な福祉用具、軽度心身状態への用具貸与)として抽出されたもの。

#### 4 訪問点検期間

令和5年10月16日(月)から令和5年12月19日(火)まで

#### 5 点検方法

##### (1) 改修箇所又は福祉用具の目視確認

##### (2) 利用者本人、利用者家族、ケアマネジャーへの聴き取り

#### 6 点検項目の概要

##### (1) サービス提供により、日常生活において困っていた事や不安が解消されたか。

- (2) サービス提供内容は、利用者本人の状態に対して適切であるか。
- (3) サービス提供内容の検討手順は適切に行われているか（サービス担当者会議の実施状況、サービス提供事業者からの助言、利用者本人への説明）。
- (4) 改修後又は貸与期間中、サービス提供事業者による相談対応、点検、訪問、利用状況確認は十分に行われているか。

## 7 点検結果

- (1) サービス提供内容は、いずれも概ね適切であり、利用者本人の日常生活の維持や改善が認められた。また、利用者本人及び利用者家族の困りごとや不安の解消につながっていた。
- (2) サービス提供内容の検討手順は、いずれも適切であった。特にサービス提供事業者からの助言は、利用者本人にニーズ等確認を取りながら、状態像を詳細に分析した上で行われているものが多く、評価できる。
- (3) 改修後又は貸与期間中、サービス提供事業者が訪問して利用状況を確認したり、定期的に点検をしたりするなど、丁寧な対応が行われていた。
- (4) 一部の住宅改修点検対象者の理由書について、理由書と利用実態の不一致が見られるものがあつた。本人に対する適切なサービス提供の観点から、理由書の作成にあたっては、本人及び家族等に対しニーズや状態像等を聞き取り、見込まれる生活実態を熟慮の上、作成いただくよう留意願いたい。また、サービス提供内容が不適切であると判断される場合には、利用者へ支給費の返還を求める場合もあるので、注意願いたい。